

耐震診断助成金交付までの手続きの流れ

1 事前相談

助成金を受けようとする方は、事前に住宅政策課まで相談してください。
書類の配布及び診断機関（東京都建築士事務所協会等）の紹介を行います。

2 見積り依頼

診断機関を選んでいただき、調査内容をご確認のうえ見積りを依頼してください。

3 助成金の申請

様式第1号「あきる野市木造住宅耐震診断費助成金交付申請書」に必要事項を記入のうえ、添付書類（各1部）とともに住宅政策課へ提出してください。

◆添付書類

- ①耐震診断に要する費用の見積書の写し 及び 費用明細書の写し
- ②助成対象住宅の建築時期が確認できる書類
- ③助成対象住宅の所有者が確認できる書類
- ④代表者確認書（共有の建築物である場合）
- ⑤その他市長が必要と認める書類

4 助成金の決定

提出された申請書類等の内容を審査し適当と認めたときは、申請者の方へ、様式第2号「あきる野市木造住宅耐震診断費助成金交付決定通知書」を交付します。

5 契約締結 及び 実施

交付決定通知後に診断機関と耐震診断の契約を締結し、診断を実施してください。
診断は、交付決定を受けた日の属する年度末（3月中旬頃）までに完了願います。

6 完了報告

耐震診断が完了したら、様式第5号「あきる野市木造住宅耐震診断完了報告書」に必要事項を記入のうえ、添付書類（各1部）とともに速やかに住宅政策課へ提出してください。

◆添付書類

- ①耐震診断契約書の写し
- ②耐震診断費の領収書の写し 及び 費用明細書の写し
- ③現地調査の写真
- ④耐震診断結果報告書の写し
- ⑤その他市長が必要と認める書類

7 助成金の額の確定

提出された完了報告書類等の内容を審査し適当と認めたときは、助成決定者の方へ、様式第6号「あきる野市木造住宅耐震診断費助成金交付額確定通知書」を交付します。

8 助成金の請求

交付額確定通知後に様式第7号「あきる野市木造住宅耐震診断費助成金交付請求書」を住宅政策課へ提出してください。

9 助成金の交付

提出された請求書に記載の指定口座へ助成金を振り込みます。